

平成16年度  
第33次宇都宮市住居表示等審議会（第5回）

議事

- (1) 今泉町及び今泉新町の各一部の区域をもって住居表示を実施することについて
  - ① 答申について
  - ② 今後の予定について
- (2) その他

開催日時

平成16年12月2日（木） 13:30~14:30

開催場所

宇都宮市役所 14A会議室

出席者氏名

1号委員	中野 厚 委員	重山 正秋 委員	
2号委員	後藤 一夫 委員	齋藤 裕 委員	添田 包子 委員
	高野 茂 委員		
3号委員	小野 隆志 委員	田崎 博之 委員	丸田 茂男 委員
臨時委員	今井 源一 委員	江田 一 委員	大山 幸雄 委員
	鈴木 芳男 委員	田村 博 委員	増渕 哲夫 委員

幹事

駅東第3区画整理事務所長 関 哲雄

事務局

市民生活部長	横堀 杉生		
市民生活部次長	高野 房三	市民課長	木村 吉夫
市民課企画係長	中里 貞子	市民課企画係	金子 和好
市民課企画係	岡田 康	市民課企画係	斎藤 全男
駅東第3区画整理事務所工務グループリーダー			加藤 民夫

## 会議録

会長	<p>皆様にはお忙しい中を、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。只今から、第33次宇都宮市住居表示等審議会第5回会議を開催いたします。</p> <p>今回の会議次第につきましては、お手元の資料にありますように、「今泉町及び今泉新町の各一部の区域をもって住居表示を実施することについて」の「答申について」及び「今後の予定について」ということで審議を進めていきたいと思いますが、本日も前回同様、皆様の忌憚のないご意見をいただきまして、市長への答申と、審議を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、只今から議事にはいらせていただきます。本日の出席委員は15名でございます。はじめに、会議録署名委員を指名させていただきます。今回は、今井委員と江田委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事（1）の「今泉町及び今泉新町の各一部の区域をもって住居表示を実施することについて」でございます。まず「答申について」でございますが、前回第4回審議会におきまして、町割と町名について、ご承認をいただきました。また、事務所の所管につきましても、ご承認をいただきました。今回は、その結果を踏まえて、市長に答申書を提出したいと考えておりますが、その前に臨時委員さんの方で、その後地元の状況に何か変化がございましたら、ご報告をお願いします。</p>
委員	<p>中今泉1丁目ですが、長さが1km位あります、このように細長い形ですと自治会など、端から端までだと不便なのではないかという意見が区画整理審議会の方からありました。</p>
事務局	<p>町割につきましては、以前この審議会で説明いたしましたが、宇都宮市には住居表示の実施基準がございまして、一つの町が1.3. 2haという基準がございます。初め事務局では、ここを二つに分けた案もございましたが、面積が少ないとということで、当審議会の方でこのような案にさせていただきました。</p>
委員	<p>これは住居表示等審議会の答申なので、これでいいと思うのですが、関連した団体などには、このように審議されたということを十分説明することが必要だと思います。</p>
委員	<p>この町割案ができた時点で、ちょっと長すぎるという意見は出ています</p>

したが、自治会に関しましては、まだどのようになるか判らないので、自治会を抜きにして考えると半数以上の方は賛成という意見でした。

会長

住居表示等審議会の答申は尊重するということで、ご理解いただければと思います。それでは、答申内容についてご審議いただきたいと思います。答申書の原案につきましては、あらかじめ事務局に作成をお願いしておりますので、お手元の資料をご覧になっていただきたいと思います。それでは、答申書（案）の朗読を、事務局にお願いします。

事務局

住居表示の実施について答申の案ができましたので、説明させていただきます。

住居表示の実施について（答申）、平成16年6月24日付、宮市第157号で諮問がありました「今泉町及び今泉新町の各一部の区域に新たに町を設け、住居表示を実施することについて」は、本日まで5回にわたり審議を重ねてまいりました。その結果、当審議会は、下記のとおり答申します。

- 1 町の区域については、別図1を別図2のとおり変更する。
- 2 町の名称については、別図2のとおりとする。
- 3 前項に定める町を所管する市の事務所は、本庁とすることが妥当である。
- 4 理由書 別紙のとおり。

#### 理由書

##### 1 町割について

- (1) 町割は、地域の特性、面積、街区等を考慮したうえで、河川、都市計画道等を用いてわかりやすく画した。
- (2) 諮問区域に隣接している元今泉2、3、7丁目の面積が狭く、北側が筆境で接しているため、今回の実施地区に含めて整理し、わかりやすくした。

##### 2 町名について

- (1) 元今泉2、3、7丁目と境を接する区域は、それぞれ「元今泉2丁目」「元今泉3丁目」「元今泉7丁目」とし、宇都宮白楊高校のある区域は元今泉に挟まれているため、「元今泉8丁目」とすることが妥当である。
- (2) その他の区域は、現在の町名に今泉が使われており、由緒ある「今泉」の名を残したいという地元住民の声も多く、また、将来北側の区域の住居表示を実施した場合は、その中央に位置するため、「中今泉」を使用することが望ましい。
- (3) 「中今泉」の丁目の順番については、「住居表示基準点」であ

る本町1番街区（旧市役所跡）に近い順に付けることが妥当である。

### 3 事務所の所管について

従来の所管区域に準拠し、本庁とすることが妥当である。以上でございます。

会長 ありがとうございます。ご覧の通り別紙の理由書につきましては、皆様方で審議していただいた内容が反映されているものと思っております。只今の案について、ご意見・ご質問がございましたら、お願ひします。ご意見が無ければ、答申書（案）のとおり、市長に答申をすることで、よろしいでしょうか。

委員全員 異議なし

会長 それでは、市長に答申したいと存じますが、市長は選挙後間もないため、本日この場に出席することが出来ませんので、後日、私と副会長で市長に答申書をお渡ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 理由書の3番にあります「事務所の所管について」と言う表現は、おかしいのではないでしょうか。

事務局 「事務所の所管について」ではなく、「所管する事務所について」の間違います。

会長 その他はどうでしょうか。無いようでしたら、次の議題の「今後の予定について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは今後の予定について、ご説明いたします。審議委員の皆様には、答申の出ました今回の審議会で、その任務は終了となります、臨時委員さんにおかれましては、平成18年3月の実施に向けて、住民の方々への回覧等、自治会長さんの立場で引き続きよろしくご協力をお願いいたします。それでは、今後の予定について主なものを申し上げます。まず、会長さん副会長さんには、今月10日に市長応接室で、只今の答申書を市長にお渡しいただきます。次に、「広報うつのみや」の1月号に、今回の町界・町名案について掲載する予定です。同じく1月に、住居表示に関する法律に基づき告示をいたします。これにつきましては、区域内に住所のある方で、市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、50人以上の連署をもって、告示の日から30日の間に異議申し立てが

できます。申出がありますと、公聴会を開くことになります。次に3月に、定例市議会に、「町及び字の区域の変更並びに町の区域の設定について」の議案を提出いたします。その後、実施に向けての各種事務を進めまして、平成18年3月に区画整理の換地処分と併せて住居表示実施の運びとなる予定でございます。以上でございます。

会長　　只今の説明について、何かご質問ございますでしょうか。

委員　　換地後の何番何号というのは、市議会に議案を提出する前に決まるのか、提出してから実施までの間に決まるのか教えてください。また、18年3月というのは、早まったり、送れたりすることがあるのですか。

事務局　街区番号と住居番号につきましては議会の後、実施基準に則って決定いたします。実施時期につきましては、換地処分に至るまでに、換地計画の従覧をして意見が多くでますと、審議する手続きがございますので、若干前後する可能性がございます。

委員　　50人以上の連署をもって申出が出て公聴会を開いた場合、もし納得しなかった場合、これが変更ということもあり得るのでしょうか。

事務局　議会の厚生常任委員会というのがありますて、そこで公聴会を開きまして、「答申書の内容が妥当である」とか、「継続的審議が必要」など厚生常任委員会で決まりますので、どのようになるか分かりません。

会長　　その他にございますでしょうか。

委員　　丁目の順番について、「住居表示基準点である旧市役所跡に近い順に付ける」とありますが、市役所の位置は変わったのに、基準点は旧市役所跡のままなのですか。

事務局　半永久的に旧市役所を基準点にしないと、統一性がとれませんので、基準点は変わりません。

会長　　その他にございますでしょうか。無いようでしたら、以上で、本日予定した議題はすべて終了とさせていただきます。

私、僭越でございますが今回会長を仰せつかりまして、皆様にご協力いただきました。会長という立場を離れれば、郵便局の一員でございまして、この度は広い場所を住居表示していただけるということで、配達

業務の効率化という点で非常にありがたいと思っております。そんな中で、皆様には長期間にわたり、ご審議を頂いてまいりました。お陰さまで、新しい町割・町名を、市長に答申する運びとなりました。各委員の皆様のご協力と忌憚のない意見をいただきまして、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、市民生活部長さんにお礼の挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

部長

市民生活部長をやっております横堀と申します。一言お礼のご挨拶を述べさせていただきたいと思います。6月24日に、「今泉町及び今泉新町の各一部の区域に、住居表示を実施し、新たに町を設けること」について市長から諮問をいたしましたが、審議委員の皆様には、これまで5回にわたり慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。お陰さまで、今日の会議で答申書の案をまとめることができました。一部修正させていただきまして、10日には会長さんから市長の方に渡していただく運びになるところでございます。私どもの市長も、当選したばかりで行政経験があまり無い市長ではございますが、これまでの市長と同じ姿勢で市政を進めていくということなので、これからも審議会などで、市民の皆様と一緒にになってまちづくりを進めていけると、安心しているところでございます。これから、この答申書を受けて、議会に諮りまして、議会の承認を得て実施の運びとなるわけでございます。その間、臨時委員の皆様には、まだまだお世話になることもございますので、引き続きお願いすることといたしまして、審議会としましては、長いことご審議していただき大変ありがとうございます所でございます。これからも、いろいろな場面で市に対するご支援をお願いいたします。簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

会長

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。それでは、第33次宇都宮市住居表示等審議会を閉会いたします。

署名委員 今井洋一

署名委員 江田一